

審査請求書

2019年4月5日

木津川市長 殿

審査請求人 京都府木津川市南加茂台3-8-12
遠藤 千尋

次のとおり審査請求します。

1. 審査請求に係る処分の内容

2019年2月28日付け 1木管第43号 による、下記公文書（以下「本件文書」という。）の一部の開示を行わない決定（以下「本件処分」という。）

*平成30年7月31日起案の回議書「法定外道路（加茂町西小長尾・長尾谷地内）の市有地境界確定図の修正について」に付属する下記資料

- 1) 資料2「平成28年4月15日受付第45号の市長あて文書」
- 2) 資料3「平成28年4月19日受付の管理課あて文書」
- 3) 資料4「平成28年4月26日付け管理課からの文書」
- 4) 資料5「平成28年5月27日付け管理課からの文書」
- 5) 資料5「平成28年5月27日付け管理課からのファックス」
- 6) 資料6「市長あての文書」
- 7) 資料7「平成28年7月29日付け市長からの文書」

2. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2019年2月28日

3. 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開決定を求める。

4. 審査請求の理由

①一部不開示の理由について客観的かつ具体的な立証を行っていない

木津川市長（以下「実施機関」という。）は、実施機関が本件文書の一部の開示を行わない理由とした、木津川市情報公開条例第5条第2号アに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について、客観的かつ具体的な立証を行っていない。

本件文書のうち、少なくとも、木津川市管理課からの文書及び木津川市長からの文書については、本文全体を法人その他の団体の情報とみなすことはできない。確かに、本件文書申立者が実施機関に対し、違法あるいは不当な要求をしていた場合に

は、実施機関が当該要求内容を公開することにより、本件文書申立者に不利益がもたらされるおそれはあるが、本件文書申立者による要求がどのようなものであれ、最終的に実施機関が受け入れた要求については、実施機関が正当かつ公正なものと認めたということであるから、それらは当然に公開されねばならない。なお本件文書が、平成30年7月31日起案の回議書「法定外道路（加茂町西小長尾・長尾谷地内）の市有地境界確定図（以下「本件確定図」という。）の修正について」の資料として添付されていたことから見て、実施機関が本件文書申立者の意見のいくつかを、正当かつ公正なものと認めていたことは明らかである。

また、本件文書申立者は、「木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領」（以下「要領」という。）第3条が境界確定申請資格のある者と定める、(1)隣接所有者(2)国又は地方公共団体のいずれにも該当せず、本件文書申立者は、市長が特に必要があると認めない限り、本来、境界の再確定を申請することができない。にも関わらず、実施機関は、本件文書申立者の意見あるいは抗議を受け入れ、本件確定図の修正を決定している。これは要領第3条の趣旨に照らして異例のことであるから、本件文書申立者の意見を、実施機関が特に重視した理由と経緯について、実施機関は可能な限り全て明らかにしなければならない。

したがって、実施機関が、客観的かつ具体的な立証なしに、ただ条例の文言を反復することをもって、本件文書一部不開示の理由とすることは、「市が市政に関し市民に説明する責任を果たすようにし、市民の理解と協力のもとに公正で開かれた市政を推進」することを目的として掲げる、木津川市情報公開条例の趣旨に反する。

②木津川市市有地境界確定事務取扱要領違反

「木津川市所管法定内公共用財産、法定外公共用財産及び市有地境界確定事務取扱要領」には、修正あるいは訂正に関する規定が存在しないため、一度確定した市有地境界確定図の修正を行うためには、要領第15条に定められた再確定の規定に従わなければならない。この場合、境界確定の手続きを再度はじめからやり直すことになるので、当然のことながら、要領第10条に定める隣接所有者の同意書についても再度提出される必要がある。ところが、平成30年7月31日起案の回議書「法定外道路（加茂町西小長尾・長尾谷地内）の市有地境界確定図の修正について」及び平成30年11月20日起案の回議書「法定外道路（加茂町西小長尾・長尾谷地内）の市有地境界確定図の再修正について」には、本件確定図修正に係る隣接所有者の同意書が添付されていない。本件確定図修正前の2018年6月末から7月中旬にかけて、木津川市管理課の松本課長が隣接所有者を戸別訪問し、口頭で本件確定図を修正する大まかな方針を伝え、その方針に対し隣接所有者から口頭で了承を得たことをもって、実施機関は隣接所有者の了解を得たとしている。しかし隣接所有者は事前に口頭で了解を求められたのみで、

修正後の本件確定図を見せられてもおらず、それどころか本件確定図が修正されたことすら、隣接所有者には通知されていない。

一方、平成30年11月20日起案の回議書「法定外道路（加茂町西小長尾・長尾谷地内）の市有地境界確定図の再修正について」によれば、2018年8月21日に奈良市からFAX連絡があり、その内容は本件文書申立者と同一とみられる者が、2018年8月10日の修正に関し、さらなる修正を申し立てていたことがうかがわれるものであった。このことから、本件文書申立者には、本件確定図修正について、修正の度、実施機関から細かな修正点が逐一知らされていたものと推察できる。このように、実施機関が、本件文書申立者に対しては修正の詳細を報告し、本件文書申立者が納得いくまで、二度にわたり本件確定図を修正していた一方で、隣接所有者に対しては、本件確定図が実際に修正されたことについてさえ、実施機関が何一つ知らせていなかった事実は、要領の諸規定と趣旨に照らし、極めて異例である。

もしこのようなことがまかり通るのであれば、全ての隣接所有者から同意書を得て一度確定した市有地境界確定図であっても、ただ実施機関が修正が必要と認めさえすれば、事前に隣接所有者から口頭による漠然とした了解を得るだけで、実施機関が市有地境界確定図を自由に変更できることになってしまう。しかも修正の根拠は市有地境界と関係のない第三者による申し立てでもよく、隣接所有者に修正後の市有地境界確定図を見せる必要もない。言うまでもなく、このような手続きが、要領の規定に著しく違反していることは明らかである。したがって、本件確定図修正は違法かつ不当であり、修正後の本件確定図は無効かつ虚偽公文書であると言わなければならない。隣接所有者の財産権に影響し得る有印公文書が、これほど不透明で杜撰な手続きによって変更されてしまったという事実は、住民にとって、行政に対する信頼を根本から失わせるのに十分な出来事である。行政の信頼を回復するためには、実施機関が、なぜこのようなことが起きたのか、その理由と経緯を全て明らかにする必要がある。これは公益上特に必要なことであるから、本件文書には公益上の理由による裁量的開示を定める木津川市情報公開条例第7条が適用されなければならない。

以上の点から、本件処分を取り消し、本件文書の公開決定を求めるため、本審査請求を提起した。

5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます」との教示があった。